

廃炉推進業務中期計画の認可について

2024年 4月 8日

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

当機構は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（以下「法」という。）第 55 条第 1 項の規定に基づき、廃炉推進業務中期計画（以下「中期計画」という。）を運営委員会の議決を経て定め、本日、経済産業大臣の認可を受けました。

本中期計画は、使用済燃料再処理・廃炉推進機構が 5 年を一期として、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針や、廃炉の進捗状況を踏まえた中期的な取組みを定めるものです。

（中期計画の主な記載内容）

- ・ 円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針
（日本全体の廃炉の総合的なマネジメントなど）
- ・ 計画期間内に原子力事業者に対して求める取組
- ・ 計画期間内に行う廃炉に関する技術の調査・研究・開発に関する事項 他

当機構は、法および中期計画に基づき、適切に廃炉推進業務を実施してまいります。

以 上

添付資料

[廃炉推進業務中期計画](#)

参考資料

[1. 廃炉プラントの全体工程](#)

[2. 今後 5 年間の廃炉工程](#)

<お問い合わせ窓口>

東京事業所 総務部

電話：080-5500-1238(代表)